

# 日本の環境救済の法律が わが国に示唆するもの（要旨）

孫佑海

## 1、「悪いことを良いことへ」 公害事件が生み出させた環境救済の法律

現在までに、日本では環境汚染被害者の救済に対して、すでに独特で完備した制度体系が形成されている。

### （１）憲法

### （２）民法と民事訴訟法

### （３）環境法

1. 1958年、「水質保全法」と「工場排水規制法」を制定した。
2. 1962年、「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を制定した。
3. 1967年8月「公害対策基本法」を成立させた。
4. 1969年12月、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」を制定した。これは「公害健康被害補償法」の前身である。
5. 1970年6月「公害紛争処理法」を制定した。11月に「公害国会」が召集され、14の環境法律を集中的に制定・改正した。
6. 1972年6月に「大気汚染防止法」と「水質汚濁防止法」が改正されたとき、均しく「無過失責任」の規定が導入された。
7. 1973年10月、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」を基礎として「公害健康被害補償法」を制定し、翌年つまり1974年から施行した。

ここまでで、日本の環境救済についての法律制度は既に体系をなした。以後、関連する法律の実践の中で絶えず改善されてきた。

## 2、「公害紛争処理法」と「公害健康被害補償法」について

### （１）「公害紛争処理法」

「公害紛争処理法」は和解の仲介制度を継承するとともに、当該制度を拡充・強化し、ついには総合的な環境紛争処理制度を形成した。

#### 1. 紛争処理の主体について。

「公害紛争処理法」に基づき、環境紛争処理の機関は中央の国家機関と地方行政機関に分けられる。

#### 2. 紛争処理の具体的な方式について。

中央レベルの公調委には4種類の環境紛争を解決する方式がある：即ち斡旋、調停、仲裁、裁定である。都道府県レベルの公害審査会には3種類の解決方式がある：即ち斡旋、調停、仲裁であり、裁定の権限は持たない。

### （２）「公害健康被害補償法」

「公害健康被害補償法」は実体法で、公害等調整委員会が事件を扱うときに依拠するものであり、また裁判所が裁判するときに依拠するものでもある。

## 3、わが国への示唆

### （１）わが国における現行の環境救済の法律および欠陥

#### 1. 実体法の面

## 2. 手続法の面

### (2) いくつかの解決方策

1つの方策は、日本の環境汚染紛争処理の考え方を参照し、実体法の面で、環境汚染損害賠償の法律を制定することである。

第2の方策は、1つの統一的な「環境損害賠償法」を制定することである。

第3の方策は、まず実体法を改善していくことである。

同時に汚染紛争処理の手続きの法律もしっかり制定しなければならない。

ほかに、環境仲裁制度も大いに力をいれて推進し、当事者たちの意志を前提として、汚染紛争を公的に裁断する方式を通して民間で効率的に解決していかなければならない。

### (3) 公益訴訟の問題について

わが国が環境公益訴訟制度を作ることは、環境保護を促進するのに、一定の積極的な意義を持っている。それは主管部門が職責を履行することを監督・促進し、環境保護法令の有効な実施を推進するのに一定の積極的な作用があり、わが国の環境法に濃厚な行政管制の色彩を変え、環境問題が帯びてきている圧力を緩めるもので、実行可能な選択肢である。ただし、それが発生させうるマイナスの効果についても十分な注意が必要である。

( 翻訳 : 相川泰、監修 : 片岡直樹 )